



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

株式会社システム・テクノロジー・アイ
代表取締役社長 松 岡 秀 紀
(証券コード：2345) 東証マザーズ
東京都中央区築地一丁目 13 番 14 号
(お問い合わせ先) 執行役員管理本部長 内山 富士子
電話 03-5148-0400

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記のとおり当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員および契約インストラクターに対してストックオプションとして新株予約権を発行することならびに、かかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を平成 20 年 6 月 18 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員および契約インストラクターに対し新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割り当てを受ける者
当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員および契約インストラクター
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 120 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社は存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要を認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
120 個を上限とする。
新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 120 株とする。ただし、2. (2) に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。
 - (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権の割り当てを受けたものは、新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株あたりの払い込み価額（以下「行使価額」という。）に2. (3) に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値を平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権付き社債の権利行使に伴う株式の発行を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成22年8月1日から平成27年7月31日までとする。

ただし、対象者と当社との間で個別に契約される新株予約権割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(8) ①記載の資本金等増加限度額から(8) ①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を喪失した場合は新株予約権を行使することができない。ただし、対象の取締役、監査役、従業員が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が、新株予約権発行時において契約インストラクターである場合、当該新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社との間の講師業務に関する請負契約が存続していなければならない。
- ③ 新株予約権の相続はできないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れは認めないものとする。
- ⑤ その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締

結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について株主総会で承認され、取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日は到来したときは、当該日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が 2. (9)①及び②による新株予約権の行使の条件に該当しなくなったときは、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が、新株予約権の全部または一部について破棄もしくは返還の意思を示した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(13) 組織再編における新株予約権の交付及びその条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. (2) に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(6)で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記(10)に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

下記(9)に準じて決定する。

(13) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

(注) 上記新株予約権の発行につきましては、平成 20 年 6 月 18 日開催予定の第 12 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上